

平成31年度

公募のご案内

## ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

受付期間 2019年4月23日(火)から2019年6月24日(月)/消印有効

事業期間 交付決定日から 2020年1月31日(金)まで

## 事業の目的・概要

中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上や地域経済への波及効果拡大に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行うための設備投資の一部を支援します。

## 補助額・補助率等

【ご注意】1者のみの応募はできません

類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
対象要件	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的サービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行う事業	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行う事業
	3～5年で、「付加価値額」年率3%、及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること	
企業間データ活用型	概要	複数の中小企業等が、事業間でデータ・情報を共有し、連携隊全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援(企業間のデータ活用が判る構成図が必要です)
	補助額	100万円～2,000万円/者 ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで ・1者当たり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能
地域経済牽引型	補助額	1/2以内 ・生産性向上特別措置法に基づき、平成31年3月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、平成30年12月21日以降に新たに「先端設備等導入計画」を申請し(新たに設備等導入に伴う計画変更申請でも可)、認定を受けた場合(申請中を含む):2/3以内 ・「付加価値額」年率3%、「経常利益」年率1%、「従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)」年率3%以上を向上する「経営革新計画」を、平成30年12月21日以降に新たに申請し(計画変更申請は不可)、承認を受けた場合(申請中を含む):2/3以内
	対象経費	・機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費(※設備投資が必須です)
地域経済牽引型	概要	複数の中小企業者等が、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」を共同して作成し、その承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト等を支援
	補助額	100万円～1,000万円/者 ・連携体は幹事企業を含めて2～10者まで
地域経済牽引型	補助額	1/2以内 ・「従業員一人当たりの付加価値額(労働生産性)」年率3%以上向上する「地域経済牽引事業計画」を、平成30年12月21日以降に申請し(計画変更申請でも可)、承認を受けた場合(申請中も含む):2/3以内
	対象経費	・機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費(※設備投資が必須です)
<p>・事業の遂行に必要な専門家の活用がある場合は、補助上限額に各者30万円の増額が可能</p> <p>・上記連携体内に特定非営利法人が含まれる場合は、連携体内の半数以上が中小企業者で構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること、等の条件があります</p>		

## 支援スキーム



■送付先は、幹事企業の補助事業場所が属するブロック地域の事務局となります。

■事業に関する一般的な問い合わせ等は、各都道府県の中小企業団体中央会でも対応いたします。

■公募要領、申請様式の詳細は「北海道中央会」のホームページをご覧ください。<https://www.h-chuokai.or.jp/>

北海道ブロック地域事務局

書類送付先

問い合わせ先

北海道中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階

TEL011-231-1919 FAX 011-271-1109 問合せ時間 8:45～12:00 13:00～17:30